



管理番号：NMS-ONN151

Orbray 調達ガイドライン (第0版)

初版制定 2025年03月07日
適用実施 2025年03月07日

Orbray 株式会社
Orbray (Thailand) Co., Ltd.

目次

・ はじめに	2
・ 制定目的	2
・ 適用範囲	2
1. 法令の遵守	3
2. 労働・人権	3
2.1. 強制労働の禁止.....	3
2.2. 児童労働の禁止.....	3
2.3. 差別の禁止	3
2.4. 結社の自由と団体交渉権.....	3
2.5. 労働安全衛生.....	3
2.6. 労働時間と賃金.....	3
2.7. DE&I (Diversity, Equity and Inclusion : 多様性、公平、受容)	3
2.8. ハラスメントの防止.....	4
3. 公正な取引	4
3.1. 腐敗的行為の禁止.....	4
3.2. 公正な関係の保持.....	4
3.3. 責任ある鉱物調達.....	4
3.4. 反社会的勢力の排除・マネーロンダリングの禁止.....	4
4. 品質・安全性	4
4.1. 製品の安全性.....	4
4.2. 品質管理システム.....	5
4.3. 安定供給への備え.....	5
5. 情報セキュリティ.....	5
6. 環境	5
7. マネジメントシステム.....	5
7.1. 正確な記録と文書.....	5
7.2. 教育・研修	5
8. 制定及び改定	6
・ (別添) 品質保証に関する覚書	7

Orbray 調達ガイドライン

- **はじめに**

Orbray は、「お取引先様との対等なパートナーシップを基盤に、グローバル市場から安全で良質な資材の調達活動を行い、お客様にとって価値ある製品を確実にお届けすることで社会の持続的な発展に貢献していく」という資材調達の理念の下、調達活動を行っております。

本ガイドラインは、資材調達に関する Orbray の基本的な考えであり、お取引先様と今後継続的に取組む一般的項目を示しています。

本ガイドラインは、社会状況の変化、法令の変更等により必要に応じ改訂していく予定ですが、今後、調達分野の取組みは、このガイドラインに基づき運用して参りますのでお取引先様各位におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- **制定目的**

企業の社会的責任（CSR）を果たし、社会の持続的な発展に貢献していくためには、自社だけでなくパートナーとの協働によって、サプライチェーン全体で労働・人権、公正な取引、品質・安全性、環境等を考慮した取り組みが必要となります。

本ガイドラインは、お取引先様にご理解・ご協力いただき、お取り組みいただきたい内容をまとめ、策定したものです。

- **適用範囲**

本ガイドラインは、Orbray が購入する製品（材料・部品等で設計・製造委託を含む）および副資材・梱包材について適用します。

1. 法令の遵守

事業活動を行う国や地域で適用される法令や規則を遵守し、国際的な行動規範を尊重してください。

2. 労働・人権

2.1. 強制労働の禁止

処罰の脅威の下に強要され、自らの自由意思に基づかない労働を容認してはいけません。

2.2. 児童労働の禁止

15 歳未満の者の労働及び 18 歳未満の者の危険で有害な労働を容認してはいけません。

2.3. 差別の禁止

事業及び職務上のあらゆる面において、国籍、人種、皮膚の色、宗教、性別、思想・信条、社会的身分、性的指向、性自認、障害の有無等によるいかなる差別も容認してはいけません。

2.4. 結社の自由と団体交渉権

従業員による結社、団体・組合への加入及び団体交渉に関する自由と権利を尊重し、それらの権利を不当に侵害する行為を容認してはいけません。

2.5. 労働安全衛生

従業員の安全と健康を確保し、従業員が安心して働ける職場環境の形成に努めてください。

2.6. 労働時間と賃金

従業員の労働時間、休日、休暇を適切に管理してください。また、従業員に対しては生活賃金も考慮した適切な賃金を支払ってください。

2.7. DE&I (Diversity, Equity and Inclusion: 多様性、公平、受容)

ダイバーシティ経営を推進し、属性や価値観を問わず、従業員が活躍できる職場環境の実現に努めてください。

2.8. ハラスメントの防止

人の尊厳を傷つけるあらゆる形態のハラスメントを容認してはいけません。

3. 公正な取引

3.1. 腐敗的行為の禁止

過剰な接待や贈答品の授受、不正、詐欺、横領、その他の形態による腐敗的行為を行ってはいけません。

3.2. 公正な関係の保持

常に公明正大な取引を行ってください。また、お取引先様との信頼関係を築き、相互の発展を図ってください。取引上の優位な立場を利用して、お取引先様に不利益を与える行為を行ってはいけません。

また、政治・行政と健全かつ透明な関係を維持してください。

3.3. 責任ある鉱物調達

紛争鉱物や、その他紛争や人権侵害により採掘された鉱物が含まれている原材料を使用してはいけません。

※紛争鉱物問題についての詳細はCFSI (Conflict-Free Sourcing Initiative) : 紛争鉱物問題に取り組む企業を支援する国際民間組織のホームページをご覧ください。

CFSI の Web サイトから書式やマニュアルのダウンロードができます。

<http://www.conflictreesourcing.org>

3.4. 反社会的勢力の排除・マネーロンダリングの禁止

反社会的勢力・団体に対して取引・資金提供を行ってはいけません。また、マネーロンダリング（資金洗浄）に関与してはいけません。それらの勢力・団体には組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を断絶してください。

4. 品質・安全性

4.1. 製品の安全性

各国の法令で定める安全基準を満たし、安全性が確保された製品の設計・製造・販売を行ってください。

4.2. 品質管理システム

製品の品質を保証するため、Orbray「品質保証に関する覚書」、および必要に応じてその他の関連要求事項に基づき、適切な品質マネジメントシステムを確立・維持してください。

4.3. 安定供給への備え

災害・事故等発生時の製品の安定供給に備え、リスクの軽減に努めてください。

5. 情報セキュリティ

各種法令に則り、お取引先様、個人等の情報を含む機密情報は厳正に管理してください。

6. 環境

別途定める「Orbray グリーン調達ガイドライン」に従い、環境に配慮した製品サービスを提供し、環境への負荷低減に努めてください。

7. マネジメントシステム

7.1. 正確な記録と文書

本調達ガイドラインの要求項目や法令の遵守状況を証明するため、文書と記録を作成し、適切に管理してください。

7.2. 教育・研修

本調達ガイドラインの要求項目を実施するため、役員・従業員に適切な教育・研修を実施してください。

8. 制定及び改定

版数	制定日	施行日	改定内容
初版	2025. 03. 07	2025. 03. 07	初版制定

● (別添) 品質保証に関する覚書

品質保証に関する覚書

購入物品の品質保証責任の明確化とその実践のために覚書を作成いたします。

1. 納入者は納入物品の品質を保証するため次のことを実践する。

- (1) 適正な材料が用いられた事を証明できる体制をもつこと。
- (2) 原料・材料に模倣品が使用されることがないように管理を徹底すること。
- (3) 加工のプロセスが標準通り行われた事を証明できる体制をもつこと。
- (4) 納入物品についての検査・確認の記録を納入物品に添付すること。
- (5) 品質異常が発生したときは直ちに再発防止策をたて購入者に報告すること。
- (6) 工程や製造条件等の変更は 事前に 4M 変更を申請し承認を得ること。
- (7) 梱包仕様及びロット表示は打合せた基準に従って行うこと。
- (8) 契約物品が規定要求事項に適合していることを検証するため、発注者またはその顧客による立ち入り監査を行う場合がある、この場合監査内容及び監査者等については事前に協議し納入者の了解を得るものとする。尚 機密事項に該当する場合は、必要に応じ 秘密保持契約を結ぶ。

2. 購入者は所定基準に従い受入検査を行う。

3. 品質上の問題が発生したときの処置

- (1) 納入者はロット中に不良が発見された際は、自ら不良品並びに原因の除去を行う。
- (2) 購入者は所定の検査の結果、不良が発見されたときは通知の上そのロットを返却する。
- (3) 購入者の工程で、納入者の責任による不良が発見された時は返品扱いとする、また納入者は直ちにその原因の除去にあたる。
- (4) 良否判定限度を明確にする必要のある時は、直ちに両者協議の上、限度見本を設定し品質の維持向上に努める。
- (5) 納入者の不良に起因する市場クレームが発生したときは、両者協力し誠意をもって早期解決にあたる。

以上

[発注者] (購入者)		年 月 日
[受注者] (納入者)		年 月 日